

（第2回）「外国人技能実習生の受入れに係る助成事業」募集要項

2018.11.01

一般財団法人 戸田みらい基金

1. 助成主旨

一般財団法人戸田みらい基金(以下「本財団」という)は、外国人技能実習生(以下「実習生」という)の受入れに関して、専門工事会社及び実習生をご支援いたします。

2. 助成内容

助成 A 受入れに係る管理費等の補助 (助成対象:専門工事会社)

- ・実習生を受入れた(または、受入予定がある)専門工事会社に対して、管理費等、受入れに係る費用の一部を補助します。
- ・助成期間は受入れ開始から1年間とし、1社あたり最大2名分を上限とします。

助成 B 優秀賞の授与 (助成対象:実習生)

- ・助成 A の対象となった専門工事会社より各1名、3年間の技能実習修了後に優秀であった実習生をご推薦いただき、実習生本人に対して優秀賞を授与します。
※今回は助成2年目のため、助成 B の募集はいたしません。
※具体的な助成内容(手続き、金額等)は募集開始時に改めてお知らせします。

3. 申込資格 (助成 A について)

2018年4月1日から2019年3月31日の期間で、実習生を受入れた(受入予定のある)専門工事会社(*直近2年以内で初めて受入れを開始した専門工事会社といたします。)

4. 助成金額、採用会社数 (助成 A について)

1万円/名・月、20社程度

※1社につき2名分(2万円/月)を助成限度とします。

※助成期間は、受け入れ開始より1年分とします。

5. 助成の申込 (助成 A について)

(1) 申込書

1) ホームページからダウンロードする場合

申込みされる会社及び団体は、本財団ホームページ(<http://www.toda-mirai.or.jp/>)から申込書をダウンロードしてください。

2) 郵送をご希望の場合

会社名(団体名)、郵便番号、住所、電話番号、担当者名について、「11.問合せ」先までご連絡ください。事務局より郵送にて申込書をお送りいたします。

(2) 申込方法・期限

申込みされる専門工事会社は、助成申込書に必要事項を記入し、専門工事業団体へ「申込書」「確認書類」を提出してください。専門工事業団体は、申込専門工事会社からの「申込書」

「確認書類」を会社毎に取りまとめていただき、「申込書」に専門工事業団体の確認印を押印し、PDF化して2018年12月27日(木)までに、戸田みらい基金事務局までメールにて提出してください。

また、メールでの提出が難しい場合は、「11.問合せ」先まで郵送にてお送りください。

6. 審査内容（助成 A について）

申込書類に基づき、専門工事会社の「実習生受入れに対しての高い意欲、具体的な計画性」等を総合的に勘案し、助成の決定をいたします。

7. 助成の決定と通知（助成 A について）

本財団の審査委員会が選考を行ない、理事会において助成の決定をいたします。

採否の結果は、採用会社に電子メールまたは郵送にて通知いたします。また、助成決定となった専門工事会社については、2019年2月末までに本財団ホームページにて公表いたします。

8. 助成金お支払い方法（助成 A について）

専門工事会社への助成金は、指定銀行の口座に振り込みお支払いいたします。

お支払い前に申込書記載のすべての実習生の「パスポート、在留カード、雇用契約書、雇用条件書、在留資格証明書」を提出していただき、3 月末日及び 9 月末日に、それまでの就労期間に相当する助成金をお支払いいたします。

9. 個人情報について

助成申込書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し審査委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

10. その他

- ・ 反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。
- ・ 受入れていた実習生が技能実習中に帰国した等の場合はご連絡ください、その時点より助成を中断とさせていただきます。虚偽の報告等の場合には、助成金の交付の取消又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

11. 問合せ

〒104-8388 東京都中央区京橋一丁目7番1号

一般財団法人 戸田みらい基金 事務局

(TEL)03-3564-2711、(E-mail)info@toda-mirai.or.jp

以上